

広島県公安委員会告示第7号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和5年2月2日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
230226	告示の日 (令和5年2 月2日)から 3年間	回胴式遊 技機	S課長熊田工作G Z A	株式会社オーゼキ 代表取締役 国本 幸司 (大阪府大阪市中央区島之 内一丁目22番17号)	左同
230344	同上	同上	S/アナザーゴッ ドハーデス/SL	株式会社ミズホ 代表取締役 海老原 信夫 (東京都江東区有明三丁目 7番26号有明フロンティア ビルA棟)	左同
2 P14 99	同上	ぱちんこ 遊技機	PGO!GO!郷 M3-X	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区烏 森町三丁目56番地)	左同